

奈良県立都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十三号

奈良県立都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(奈良県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県立都市公園条例施行規則(昭和三十五年三月奈良県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「同表の五の2及び同表の十の2」を「五の2、十の2及び十一の3」に改め、同条第四項中「別表第四の十一の2」を「別表第四の十二の2」に改める。

別表第一の一の表中「ただし、」を削り、同表馬見丘陵公園館研修室の項の次に次のように加える。

馬見丘陵公園 花見茶屋	午前九時から午後五時まで	月曜日(その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日)及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで
----------------	--------------	---

別表第一の一の表に次のように加える。

平城京歴史館	午前九時から午後四時三十分まで(入館は午後四時まで)	月曜日(その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日)及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで
--------	----------------------------	---

別表第四の三中「馬見丘陵公園館研修室」の下に「及び馬見丘陵公園花見茶屋」を加え、同表の三の表ビデオプロジェクトの項を削り、同表に次のように加える。

液晶プロジェクター	一台につき	二、〇〇〇円
-----------	-------	--------

